

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和3年11月26日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	13名(2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	1名(1)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 農地法第4条に基づく許可申請について 第5 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第7回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に10番委員、11番委員が氏名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
議長	続いて、議案審議に入ります。 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日3件の申請が出ています。 受付・申請番号213-7号につきましては、先月の総会で提出させていただきましたが、保留案件となったものです。先程の

報告事項にありました通り合意解約の届け出が提出されましたので、再度、議案として挙げさせていただきますので審議をお願いします。
受付・申請番号213-7号 譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏
譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏
申請の土地 現況地目 田 登記簿地目 田 合計面積 5,007㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 [REDACTED]から相続した土地で、現在、[REDACTED]に居住し今後帰る予定もない。隣接地を耕作されている譲受人に譲渡する。
譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 取得後農地面積19,917㎡
9ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
受付・申請番号213-10号 譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏
譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏
申請の土地 現況地目 田及び畑 登記簿地目 田及び畑 合計面積 10,881㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 譲渡人は相続により取得した土地で遠隔地に居住しており耕作が困難なため。
譲受理由 同一地内で[REDACTED]の農地を耕作している。本件と同時に[REDACTED]の農地も取得し経営を拡大するため。 備考 取得後農地面積10,881㎡
11ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
受付・申請番号213-11号

	<p>譲受人の住所氏名 譲渡人の住所氏名 申請の土地 現況地目 登記簿地目 合計面積 種類 対価 期間 譲渡理由 譲受理由 備考</p> <p>田及び畑 田及び畑 2, 584㎡ 所有権移転 贈与 許可の日から永久 高齢であり、以前から同居する■が主となり農地を維持してきた。近隣の農地を購入するにあたり、当該農地を■に譲るため。 高齢である■に変わって農地を維持していくため。 取得後農地面積13,465㎡</p> <p>13ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>ありがとうございます。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。 まずは213-7号について説明をお願いします。</p> <p>先月の総会で保留にしたものでありますが、内容につきましては、事務局の説明のとおりです。今回の場合、利用権設定が解除されていない中で売買契約が成立しております。■の■と話をしたところ、スムーズに合意解約できたようですので、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 続きまして213-10号、213-11号について報告をお願いします。</p> <p>■さんですが、■さんの農地と■の■さんの農地を譲り受け、経営の拡大を図るとのことでした。内容につきましては、事務局から説明のあったとおりでございますのでよろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	
委員	
議長	
委員	
議長	
議長	

	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員挙手ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議長 議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について</p> <p>事務局 議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。 議第2号 農地法第4条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。</p> <p>受付番号214-2号 申請年月日 令和3年11月12日 申請者の住所 氏名 ■氏 職業 ■ 申請土地 所在 ■ 登記簿地目 畑 現況地目 雑種地 面積 9.60㎡ 農地区分 その他地域 転用目的 墓地 転用の詳細 家から離れた場所にある先祖の墓地(納骨堂)を移設したい。 工事計画期間 許可の日から永久 防除施設計画 上土を剥ぎ取り整地して墓碑の土台を設置し納骨堂を移設する。近隣の土地も申請人所有の土地であり、近隣土地所有者に悪影響を及ぼす恐れはない。</p> <p>工事費 建築費一式 100万円 資金調達計画 自己資金 100万円</p> <p>議長 ありがとうございます。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。</p> <p>委員 ■さんから、現在耕作していない畑に墓地を移設したいとのことで申し出がありましたので、現地の確認を行いました。近くに家屋等もありませんので、近隣に悪影響を及ぼす恐れもありません。 許可基準からみた意見につきましては、 他の権利を有する者の同意状況 あり 遅滞なく事業を実施する確実性 確実 計画面積の妥当性 適当</p>
議長	
議長	
事務局	
議長	
委員	
委員	
議長	

議長	<p>周辺農地への支障状況 なし 許可を認める場合に付すべき条件 なし です。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。</p>
議長	<p>議第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議第3号 農用地利用集積計画について、本日4件の申請が出ています。</p> <p>整理番号1 利用権の設定を受ける者 [Redacted]</p> <p>利用権を設定する者 [Redacted] 氏</p> <p>利用権を設定する土地 面積 8,492㎡ 現況地目 畑</p> <p>設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 畑地 作付け 83.00a 始期 令和4年1月1日 終期 令和5年12月31日 契約 2年 新・再 新規 借賃 作付け10a当り玄米2袋分の現金 支払方法 毎年12月末日までに口歴振り込み</p> <p>19ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>整理番号2 利用権の設定を受ける者 [Redacted]</p>

<p>利用権を設定する者 [Redacted] 氏</p> <p>利用権を設定する土地 [Redacted] 他筆</p> <p>合計面積 8,078㎡ 現況地目 田</p> <p>設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 水田 作付け 61.30a 始期 令和4年1月1日 終期 令和4年12月31日 契約 1年 新・再 再設定 借賃 作付け10a当り玄米1袋 支払方法 毎年11月末日までに本人に手渡し</p> <p>20ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>整理番号3 利用権の設定を受ける者 [Redacted]</p> <p>利用権を設定する者 [Redacted] 氏</p> <p>利用権を設定する土地 [Redacted] 他筆</p> <p>合計面積 6,309㎡ 現況地目 田</p> <p>設定する権利 利用権の種類 使用貸借権 内容 水田 作付け 53.79a 始期 令和3年12月1日 終期 令和13年12月31日 契約 10年1月 新・再 新規 借賃 - 支払方法 -</p> <p>21ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>整理番号4 利用権の設定を受ける者 [Redacted] 氏</p> <p>利用権を設定する者 [Redacted] 他筆</p> <p>利用権を設定する土地 [Redacted] 他筆 合計面積 6,309㎡</p>
--

	<p>現況地目 田</p> <p>設定する権利 利用権の種類 使用貸借権</p> <p>内容 水田</p> <p>作付け 53.79a</p> <p>始期 令和3年12月1日</p> <p>終期 令和13年12月31日</p> <p>契約 10年1月</p> <p>新・再 新規</p> <p>借賃 -</p> <p>支払方法 -</p>
	<p>21ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます 整理番号1から報告をお願いします。</p>
委員	<p>はい。 私が███の███をしておりますので、こちらについては███委員から報告をお願いしたいと思います。詳細な説明が必要であれば私の方から補足したいと思います。</p>
委員	<p>利益相反にあたるということで私の方から報告させていただきます。 ███さんは███でして、自ら耕作されることをご ざいませので、███の███に耕作を委ねることをご ざいました。現地も耕作に値する優良な農地であることを確認させて いただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして整理番号2について報告をお願いします。</p>
委員	<p>先日、███さんのお宅でお話を伺いました。農地は家の前にあ りますが、もう自分では耕作できないので、昨年引き続き███ さんに1年の契約で耕作してほしいとのことでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして整理番号3、整理番号4について報告をお願いします。</p>
委員	<p>███さんですが、高齢で耕作が困難なので、███ ███を通じて、近所の███さんに耕作をお願いしたいということ でした。███さんは農地利用最適化推進委員でもいらっしゃいます ので、しっかりと管理されると思います。お三方と話し、現地 も確認した結果、問題ないと思われますので、よろしくお願いま す。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を 求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数ですので議第3号は原案どおり可決いたしました。 以上をもちまして、議案審議を終了します。</p>
議長	<p>続きまして、事務局から情報提供があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より「農地機構だより」、「農業者年金」について資料を 基に情報提供がなされた。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 その他、何か情報提供がございますか。</p> <p>(一同なし)</p>
議長	<p>それでは、その他、何かございませんか</p>
事務局	<p>例年1月に農業委員と農地利用最適化推進委員合同の新年会を 開催しております。昨年は新型コロナウイルス感染症対策のため、 開催しておりませんが、今年度は開催予定としております。現在、 調整をしている最中ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を見 ながら判断したいと思います。</p>
委員	<p>(7番挙手) 新たな視点での活動につながる情報交換の場でもありま すので、やり方を考えて前向きに検討していただきたいと思 います。 また、研修会についても同様で、コロナだから中止ではなく、 やり方を考えて開催していただきたいと思 います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 来年の1月には農業委員会と町議会、町長、副町長との意見交 換会の場を設けさせていただこうと考えていますので、皆様ご 参加いただくようお願いします。 その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(4番挙手) JAの執行部側が島根県のお米を島根県米として一本化する という考え方があるとのこと。雲南地区本部の米関係部局も同 じような考え方をしているため、飯南町農業委員会からしっかり</p>

	<p>とした反対意見を出すべきだと考えます。</p> <p>また、世界で単位収量が減っているのは日本だけです。先々、世界の食料不足が起こると想定されていますが、輸入があると安心しているのが実態です。農地もこのままでは確実に限界がくると思います。それを踏まえて本当の意味での対策、対応を今しなければ取り返しのつかないことになりますし、地域の崩壊にもつながってくる、延いては町の崩壊にもつながってくると思います。</p> <p>それらを踏まえた中で、農業委員会として農地を守る見地だけではなく、そういった面での議論を深めていただき意見普請することが必要だと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(7番挙手)</p> <p>これは要望になりますが、農地法第3条の届出書について、町外者の方が届出者になっている案件が多いと思います。分かる範囲で結構ですので、この土地は次、誰が耕作されるのかなどの情報を提供していただきたいと思います。次に耕作される方がおられない場合は耕作放棄地になるかもしれないという不安もあります。</p>
事務局	<p>各地域で中山間地域等直接支払交付金の集落戦略を作成された際に、1筆毎に誰が耕作しており、将来誰が耕作するのかといったことを地域で話し合っておられますので、心配はないかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(11番挙手)</p> <p>私からも1点よろしいですか。</p> <p>平場の方では耕作されない農地にソーラーパネルを設置されるという話をよく聞きますが、どうしても周辺の農業に影響が出てしまいますので、飯南町でも県外者に農地の所有権が移ってしまいますと土地に愛着のない方は簡単にそのようなことをされると思われますので、条例等でルールを定めるように農業委員会から町に意見してみたいかでしょうか。</p> <p>もう1点は地域の主産物である米については、直販できる体制を維持していただくよう要望を上げる良い機会ではないかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ソーラーパネルについては昨年、 の方で設置について話がありましたが、農業委員会として却下しています。農地の話ですと農業委員会から意見が出せますが、それ以外のところだと農業委員会としては太刀打ちできませんので、地域で話をしてお</p>

	<p>いてもらう必要があると考えます。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(8番挙手)</p> <p>飯南町農業委員会は本来、定数でいうと女性委員が二人必要ですが、現在、私一人です。定数をクリアしているのは益田市と安来市だけです。できるだけ女性の農業委員を増やしていきたいと思しますので、委員の皆様もご理解ご協力をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(13番挙手)</p> <p>事務局にお願いしたいことが2点あります。</p> <p>まず不在地主の整理ということで国が罰則規定を設ける法改正がされていますので、その詳細がわかるものを次回の総会で皆様配っていただきたいです。</p> <p>次に来年から耕作放棄地を農業公社が整理して担い手に耕作を依頼するという事業が始まります。こちらについても詳細が分ればなるべく早く情報提供していただきたいと思えます。</p> <p>また、よく飯南町は良質米の産地と言っていますが、町が指定管理している飲食店で出てくるお米が非常に不味いです。うまい米コンテスト等して、美味しい飯南米だと言っているか分りませんが、毎年、良質米を入れるための入札制度にするように指導するなりした方が良くと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(4番挙手)</p> <p>今、 委員から話が出ましたが、実は私も随分前からそのような話を聞いていましたので、調べてみたことがあります。残念ながら提供されているお米は町内で作られたお米でした。JAを経由しないで担い手から直接飲食店に入れておられましたので、飯南町産のお米ということで間違いはございませんでした。実態を知っていましたので敢えて言わせていただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会は、12月24日(金)に飯南町農業活性化センター研修室で行います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして総会を終了します。</p>

終了時間 10時29分

会 長

印

10番委員

印

11番委員

印